明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書（三）　三
○投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定（四）　八

〔省　令〕
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働一六）　二〇

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（国家公安委九）　五〇
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（同一〇）　五一
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同一一）　五二
○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の効力発生に関する件（外務八六）　五二
○投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の効力発生に関する件（同八七）　五三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（同八八）　五四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同八九）　五五
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十八年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通一）　五六
○平成二十八年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産三六五）　五七
○平成二十八年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十八年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（同三六六）　五八
○平成二十八年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同三六七）　五九
○平成二十八年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同三六八）　六〇
○平成二十八年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同三七〇）　六〇
○平成二十八年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（同三七一）　六一
○道路に関する件（東北地方整備局六一、六二）　六一
○浄化槽の型式の認定を更新した件（同六三）　六二
○都市計画に関する件（中部地方整備局二四、二五）　六九
○道路に関する件（四国地方整備局一七～二〇）　六九
○道路に関する件（九州地方整備局五〇、五一、五三）　七〇
○自動車専用道路に関する件（同五二）　七〇
○都市公園の供用を開始する件（同五四）　七〇
○都市計画に関する件（同五五）　七〇
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一〇）　七〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七一
特殊法人等
司法書士名簿登録等、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二八
会社その他
会社決算公告　二九

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。